都道府県労働局•中央労働委員会地方事務所

(労働基準監督署、公共職業安定所を含む)

22.2.18 PT 会議資料

労働局が実施する全ての事務を都道府県に移管(本省事務で関連するものも併せて移管)

H20.2.8 全国知事会提言

全ての業務を地方に移譲することが可能、都道府県労働局を廃止。

H20.12.8 政府地方分権改革推進委員会第2次勧告

現行の組織を廃止してプロック機関に集約。将来的には、国のハローワークの漸次縮小を図るべきである。

新たな「国と地方の役割分担」へ

- 国は制度の基本設計、国家レベルで維持すべき制度に限定
- 本省で実施している企画立案業務を含め地方に移管することで、地域に密着した効果的、総合的サービス提供が可能に

地方に移譲すべき事務(16事務)

〇職業安定行政

公共職業安定所が行う無料職業紹介事業の実施、有料・無料職業紹介事業、労働者派遣事業等の監督、雇用保険適用・給付等

- ○雇用均等行政 男女雇用機会均等に関する指導助言、事業主に 対する助成 等
- ○労働基準行政[事業所指導、司法警察事務除く] 社会保険労務士の監督、労災保険認定・給付等
- ○その他 労働相談、個別労働関係紛争解決(相談、助言 指導、あっせん)、労働保険料の徴収、適用 等

グレーゾーン(3事務)

〇労働基準行政

事業所指導、司法警察事務等



- ・業務執行は国が定める基準 に基づいて実施すれば、全国 統一性は確保可能
- ・労働基準監督、個別労働関係 紛争解決、労働相談を地方に おいて、主体的、一元的に対 応すべき

廃止• 民間移管

(**1事務**) ○統計調査

・民間委託 の拡大に よる、 分析機能

の強化

▋残る課題

- 〇 労働行政に関する基 準設定や、ハローワーク の全国的なネットワー クシステムの運用管理
- 国や関係機関(雇用・ 能力開発機構等)が実施 する職業能力開発事業 の地方移管
- 労働保険特別会計の 地方への財源配分のあ り方

中央労働委員会地方事務所における事務

- 〇 不当労働行為の審査、調査
- 〇 労働争議の斡旋・調停、調査など



国が統一的に処理することが適当であるとしても、 地方事務所は廃止し中央労働委員会本局へ移管すべき

労働局の所管業務に関する検討

	職業安定行政	労働基準行政	労働保険(職業安定、労働基準分野から抜粋)	その他	能力開発行政
国	◆失業給付の認定等基準の設定●職業紹介・労働者派遣事業等の許可、指導監督(広域)	●労働条件に関する基準設定事業所指導監督の基準設定社会保険労務士試験【試験の民間委託】	●労働保険の認定基準、保険料率設定等	●雇用機会均等等の確保に関する指針策定 ●全国的な労働統計の企画立案・実施・解析 【実施解析を民間委託】	●能力開発に関する基本方向・戦略の策定 ●技能検定 【試験の民間委
		○ 基準設定に、地方の	D意見が反映できる仕組みづくりを検討		託】
	●上記以外の職業安定業務の企画立案	●上記以外の労働基準業務の企画立案	※国出先機関見直しにあわせ、保険料の原資で都道府県、独法等が実施する能力開発事業等への補助等を見直して地方裁量拡大		● 職業能力開発 業務の企画立案
出 先 機 関	●ハローワークの職業紹介、職業訓練受講指示●雇用調整助成金の交付	事業所監督指導(労働時間、 労働環境、賃金など)司法警察事務	 ●雇用保険の適用・給付 ●労災保険の認定・給付 ○ 当面、保険者は現行どおり国とし、 徴収、給付事務を府県移管 ○ そのうえで、保険料充当のあり方 (事業、充当先等)の見直しや、適正な 保険料負担のあり方、あるべき保険者 	■雇用機会均等等のための助言・指導、助成●労働相談●個別労働関係紛争の解決援助●啓発	●職業訓練の実施 (ポリテク等)事業主・求職者 への助成・給付
	事業主への助成職業紹介・労働者派遣事業等の許可、指導監督(域内)啓発	最低賃金《地方》の改定社会保険労務士会の指導監督●啓発			
都道府県	●職業紹介(就職困難者、障がい者等)●就労支援(相談等)●事業主への助成(国と協調又は単独)●啓発	●労働時間短縮等の周知啓発●労働者の健康保健に関する 啓発●最低賃金周知啓発	を検討(保険運営の安定性や、労働行政との一体性の確保等の観点から) 〇 見直しにあたっては、健康保険、年金制度等との整合性に配慮	●雇用機会均等法などの周知啓発●労働相談●個別労働関係紛争の解決援助	●職業訓練の実施 (公共職業訓練校 等)

地方へ移管する事務

※ 職業安定、労働基準、労働相談は、相互に関係を有しており、一体的移譲と主張